

指定給水装置工事事業者指定申請書

(あて先) 各務原市長

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

郵便番号
電話番号
F A X

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事 の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されること となる給水装置工事主任技術 者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事 の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されること となる給水装置工事主任技術 者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

機械器具調書

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式 、 性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

誓約書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イか

らへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

(あて先) 各務原市長

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

事業所の名称

郵便番号、住所

代表者氏名

電話番号

① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況

公益社団法人日本水道協会岐阜県支部が実施している指定給水装置工事事業者講習会の
受講実績（過去5年以内）

受講年月日（修了証書の写しを添付してください。）（公表：可 不可）
年 月 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表：可 不可）
休業日： 営業時間： 修繕対応時間：
漏水等修繕対応の可否（公表：可 不可） （該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。）
屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○をつけて下さい。（公表：可 不可）
配水管からの分岐～水道メーター（ 新設 改造 ） 水道メーター ～宅内給水装置（ 新設 改造 ）
その他（公表：可 不可）

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
可 不可		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

④ 適切に作業が行うことができる技能を有する者の従事状況

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
可 不可				

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

指定給水装置工事事業者指定申請書（記載例）

（あて先）各務原市長

提出日をご記入ください。

年月**日

住民票・登記事項証明書等の記載どおりに記入してください

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

株式会社 **水道
県市**町**丁目**番地
代表取締役 水道 太郎

申請者と事業所の電話番号が異なる場合はいずれもご記入ください

郵便番号 5 0 4 - 0 0 0 0
電話番号 0 5 8 - 3 8 3 - 0 0 0 0
F A X 0 5 8 - 3 8 9 - 0 0 0 0

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ	フリガナ
氏名	氏名
ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役 スイドウ タロウ 水道 太郎	
トリシマリヤク 取締役 スイドウ ハナコ 水道 花子	
トリシマリヤク 取締役 スイドウ ジロウ 水道 二郎	
トリシマリヤク 取締役 スイドウ サブロウ 水道 三郎	
定款および登記事項証明書に従ってご記入ください。 個人の場合は記載不要です。	
事業の範囲	給水装置の設計施工 水道管路布設工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

「機械器具調書」に記入してください。

当該給水区域で給水装置工事 の事業を行う事業所の名称	「株式会社」等を省略しないで 記入してください。 株式会社 **水道**営業所
上 記 事 業 所 の 所 在 地	**県**市**町**丁目**番地
上記事業所で選任されること となる給水装置工事主任技術 者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
スイドウ 水道 ジロウ 二郎 スイドウ 水道 サブロウ 三郎 キュウスイ 給水 シロウ 四郎	第*****号 第*****号 第*****号
フリガナも記入してください。	

当該給水区域で給水装置工事 の事業を行う事業所の名称	該当する事業所が2か所以上ある場合は こちらにも記入してください。
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されること となる給水装置工事主任技術 者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

提出日をご記入ください。

種 別	名 称	型 式 、 性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	***-***	1	
	パイプカッター	***-***	2	
管の加工用の 機械器具	やすり	*****	3	
	パイプねじ切り器	*****	2	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	***-**	2	
	パイプレンチ	***-**	2	
水圧テストポンプ	手動式テストポンプ	*-**	1	
上記は参考です。 「種別」ごとに1個以上の機械器具が必要です。 写真の添付をお願いします（別紙写真台帳参照）				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

営業所及び機械器具の写真台帳（例）

営業所①（外） ----- ----- ----- ----- -----	写真
営業所②（内） ----- ----- ----- ----- -----	写真
機械器具① 管の切断用機械器具 ----- 金切りのこ パイプカッター ----- -----	 金切りのこ パイプカッター 【写真】
機械器具② 管の加工用機械器具 ----- やすり パイプねじ切り器 ----- -----	 やすり パイプねじ切り器 【写真】
機械器具③ 管の接合用機械器具 ----- トーチランプ パイプレンチ ----- -----	 トーチランプ パイプレンチ 【写真】
機械器具④ 水圧テストポンプ ----- 手動式テストポンプ ----- -----	 手動式テストポンプ 【写真】

誓約書（記載例）

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イか

らへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

提出日をご記入ください。

年月**日

申請者

住民票・登記事項証
明書等の記載どおり
に記入してください

氏名又は名称 株式会社 **水道

住 所 **県**市**町**丁目**番地

代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

（あて先）各務原市長

記入例

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

事業所の名称 **株式会社カカミガハラ設備**
 郵便番号、住所 **504-0000
岐阜県各務原市〇〇町8丁目88番地**
 代表者氏名 **代表取締役 各務 太郎**
 電話番号 **058-300-0000**

過去5年以内に複数回受講している場合は最後に受講した日付を記入してください。

① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況

公益社団法人日本水道協会岐阜県支部が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（修了証書の写しを添付してください。）（公表 ☒ 可 ☐ 不可）
** 年 * 月 ** 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表 ☒ 可 ☐ 不可）
休業日： 日曜日、正月3が日 GWに連休 営業時間： 8時～17時 修繕対応時間： 8時～17時 17時以降は相談
漏水等修繕対応の可否（公表 ☒ 可 ☐ 不可）
（該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。）
☒ 屋内給水装置の修繕 ☒ 埋設部の修繕 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○をつけて下さい。（公表 ☒ 可 ☐ 不可）
配水管からの分岐～水道メーター（ ☒ 新設 改造
水道メーター～宅内給水装置（ ☒ 新設 改造
その他（公表 ☒ 可 ☐ 不可）

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
各務 太郎	給水工事振興財団 e-ランニング	令和*年*月*日
水道 花子	自社内研修 OOに関する業務研修	令和*年*月*日
e-ランニング研修は修了年月日が表示されている画面を印刷してください。		
自社研修は確認書類の添付は不要です。		
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
可 不可		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

④ 適切に作業が行うことができる技能を有する者の従事状況

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行するに当たっては、配水管の破損、変形、破損その他の異常を生じさせることがないことを確認し、又はその者に当該工事に従事する他の者を監視すること。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等※		
		保有している資格を記入		
各務 太郎	○	○	配管技能者講習会修了者	R *
水道 花子	○	○	配管技能検定会合格者	R *
各務 太郎	○	×		R *
雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入		保有していなくても、経験を有していれば記入する		
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
可 ☒ 不可				

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。